

## (2) 忌避意識

部落差別問題は、「やっかいな問題」、「難しい問題」、「自分とは関係ない問題」、「部落差別問題に関わらないほうがいい」として避ける傾向にあります。

このことは、差別が存在すること、部落差別問題に関する正しい知識が必ずしも得られていないことを示しています。「無関係」、「関わらないほうがいい」とする考え方は、差別意識を伝え、差別を容認してしまうこととなります。

## (3) ステレオタイプ・偏見

わたしたちの意識の中では、いろいろな固定観念があります。そのため、特定の人たちに対して一面的に決めつけたイメージを思い描きがちです。こうした一面的なイメージのことをステレオタイプといいます。このステレオタイプにマイナスイメージが加わると嫌ったり、避けたいといった偏見や差別を引き起こすことがあり、ステレオタイプは容易に差別につながります。

固定観念を生じさせる原因の一つに迷信や風習があります。根拠のない不合理な迷信や風習についても「みんながそう言うから」、「世間ではそうしているから」という「世間体」という概念が差別意識を支え、また、ケガレ意識などの固定観念によって差別意識や忌避意識が生まれ、それらが部落差別の要因になっているのです。

## (4) えせ同和行為

「部落差別問題（同和問題）はこわい問題である。」という人々の誤った意識に乗じ、部落差別問題を口実にして、企業や公共団体に高額な図書や物品購入を無理強いしたり、寄付や賛助金を強要する等、このような不当な要求を「えせ同和行為」と呼んでいます。

安易な妥協がえせ同和行為をはびこらせ、さらに部落差別問題に対する誤った意識を広めることとなります。不当な要求には毅然とした態度で断固拒否する姿勢が必要です。

部落差別問題の本質を知り、きちんと向かい合う、人権尊重の精神に基づいた姿勢が「えせ同和行為」をなくし、部落差別問題の解決につながります。

◇地域改善対策協議会意見具申（抄）（昭和61年12月11日）

### 2 地域改善対策の今日的課題

（略）同和問題はこわい問題であり、避けた方が良いとの意識の発生は、この問題に対する新たな差別意識を生む要因となっているが、同時に、また、えせ同和行為の横行の背景となっている。（略）その行為自体が問題とされ、排除されるべき性格のものではあるが、これまでなされてきた啓発の効果を一挙にくつがえし、同和関係者や同和問題の解決に真剣に取り組んでいる民間運動団体に対する国民のイメージを損ね、ひいては同和問題に対する誤った意識を植え付ける大きな原因となっている。（略）

## (5) 迷信・因習

同和对策審議会答申に迷信と差別の関係についての記載があります。「精神、文化の分野でも昔ながらの迷信、非合理的な偏見、前時代的な意識などが根づよく残っており、特異の精神風土と民族的性格を形成している。このようなわが国の社会、経済、文化体制こそ、同和問題を存続させ、部落差別を支えている歴史的社会的根拠である。」

自分では不合理な迷信と思っているから「昔からしているから」「みんながそうしているから」と従ってしまう…。このような態度はたとえば根拠のない偏見に対して自分でよく考えず周囲の人に同調してしまう姿勢とどこか通じるところがあるのではないのでしょうか。

### (六曜について)

俗信の中で非科学的・非合理的で社会に影響を及ぼす代表的なものとして六曜が上げられます。

「六曜」は旧暦の1月1日を先勝とし、2月1日は友引、以降同様に先負、仏滅、大安、赤口と決まっており、単に旧暦の月日の数字で割り振られているに過ぎないのです。

しかし、六曜の意味づけの中には、たとえば葬式は友引を避けるなど、「この日に～するのは良くない」と人々の行動や考えを制約するようなものがあります。このため、これらの制約に従おうとすると場合によっては不便や不都合を生じることがあります。逆に制約にこだわらない行動をすると周囲との人間関係に影響を及ぼすなどの問題があります。

## (6) ケガレ意識

特定の人・物・場所などをケガレとして忌避する観念であり、不浄と見なして清浄を維持するためにそれを隔離し排除していこうとする思想で、死穢・産穢・血穢を中心とした禁忌に代表されるケガレ観です。

近代科学の発展によりこのような観念は薄れてきていますが、今日でもケガレ観が表面化することもあり、習俗化したケガレの根深さがうかがえます。

部落差別など特定の人びとを何らかの理由によって差別をする場合にケガレ意識が深く関わっているといわれており、被差別部落の人びとはケガレた存在としてみなされ厳しく忌避されてきたのです。

# 部落差別解消関係年表

1871(明治4)	• <b>解放令(太政官布告)</b>
1907(明治40)	• 全国同和地区調査実施
1912(大正1)	• 部落解放事業を地方改善事業の一環として実施
1914(大正3)	• 全国細民部落協議会開催(内務省主催)
1918(大正7)	• <b>帝国公道会創設(発起人大江卓)</b>
1919(大正8)	• 米騒動
	• 帝国公道会主催第1回同情融和大会開催
	• 地方改善費5万円を計上
1922(大正11)	• <b>全国水平社創立大会</b>
1923(大正12)	• 全国組織「中央融和事業協会」(会長平沼騏一郎)結成
1924(大正13)	• <b>融和団体大分県親和会結成</b>
	• 大分県水平社設立
1935(昭和10)	• 「融和事業の総合的進展に関する要綱」決定
	• 融和事業完成10ヶ年計画(昭和11年～昭和20年)策定
1946(昭和21)	• 部落解放全国委員会結成(全国水平社再建)
1947(昭和22)	• <b>日本国憲法施行</b>
1951(昭和26)	• 全国同和対策協議会結成
	• オールロマンズ事件発覚
1952(昭和27)	• 部落解放大分県連合会設立
1953(昭和28)	• 厚生省が隣保館設置についての予算を計上
1955(昭和30)	• 部落解放同盟(部落解放全国委員会・改称)
1958(昭和33)	• 同和問題閣僚懇談会設置
1960(昭和35)	• 同和対策審議会設置法可決
	• 全日本同和会結成
1961(昭和36)	• <b>同和対策審議会(同対審)設置</b>
1965(昭和40)	• <b>同和対策審議会が「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」を答申</b>
1969(昭和44)	• <b>同和対策事業特別措置法(同対法)施行(～1982(昭和57)年3月)</b>
1975(昭和50)	• <b>部落地名総鑑事件発覚</b>
	• 部落解放同盟大分県連合会再建
1976(昭和51)	• 全国部落解放運動連合会結成
1977(昭和52)	• <b>大分県同和問題対策協議会設置</b>
	• 大分県同和対策審議会設置
	• 部落解放大分県共闘会議結成
	• 全日本同和大分県連合会結成
1978(昭和53)	• 大分県が同和行政の推進について(基本方針)を決定
1981(昭和56)	• 大分県同和対策総合実態調査を実施
1982(昭和57)	• <b>地域改善対策特別措置法(地対法)施行(～1987(昭和62)年3月)</b>
1984(昭和59)	• 地域改善対策協議会が「今後における啓発活動のあり方について」を意見 具申

1986(昭和61)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>地域改善対策協議会が「今後における地域改善対策について」を意見具申</b></li> <li>• 全日本自由同和会結成</li> </ul>
1987(昭和62)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）施行（～2002(平成14)年3月）</b></li> <li>• えせ同和行為対策中央連絡協議会設置</li> </ul>
1991(平成3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域改善対策協議会から「今後の地域改善対策について」意見具申提出</li> </ul>
1992(平成4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律施行（一部事業について法の5年の延長）</b></li> </ul>
1993(平成5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 同和地区実態把握等調査実施（総務省）</li> </ul>
1995(平成7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>国連「人権教育のための国連10年」開始（～2004(平成16)年）</b></li> </ul>
1996(平成8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>地域改善対策協議会「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」意見具申</b></li> </ul>
1997(平成9)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律施行（一部事業についての法の5年の延長）</b></li> <li>• 人権擁護推進審議会設置</li> <li>• 「人権教育のための国連10年国内行動計画」策定</li> <li>• 人権教育のための国連10年大分県推進本部を設置</li> <li>• 大分県人権教育推進懇話会設置</li> </ul>
1998(平成10)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>人権教育のための国連10年大分県行動計画策定</b></li> <li>• 人権尊重の大分県をめざす宣言を発表</li> </ul>
1999(平成11)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 人権擁護推進審議会「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について（答申）（第1号答申）</li> <li>• 大分県「人権問題に関する県民意識調査」実施</li> </ul>
2000(平成12)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行</b></li> </ul>
2001(平成13)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 人権擁護推進審議会「人権救済制度の在り方（答申）」（第2号答申）</li> </ul>
2002(平成14)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定</li> </ul>
2003(平成15)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 大分県「人権問題に関する県民意識調査」実施</li> </ul>
2004(平成16)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 大分県人権尊重社会づくり推進審議会設置</li> </ul>
2005(平成17)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 大分県人権施策基本計画・実施計画策定</li> <li>• 「人権教育のための世界計画」開始</li> </ul>
2008(平成20)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 大分県「人権に関する県民意識調査」実施</li> <li>• <b>大分県人権尊重社会づくり推進条例制定（平成21年4月施行）</b></li> </ul>
2010(平成22)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「大分県人権尊重施策基本方針」策定</li> </ul>
2013(平成25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 大分県「人権に関する県民意識調査」実施</li> </ul>
2015(平成27)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「大分県人権尊重施策基本方針」改定</li> </ul>
2016(平成28)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>「部落差別の解消の推進に関する法律」施行</b></li> </ul>
2018(平成30)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 大分県「人権に関する県民意識調査」実施</li> </ul>
2020(令和2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「大分県人権尊重施策基本方針」改定</li> </ul>

# 国及び県の人権・同和対策・部落差別解消推進の経緯

1947(昭和22)年 日本国憲法・地方自治法

- ・児童福祉法(S22)・身体障害者福祉法(S24)・精神障害者福祉法(S25)
- ・生活保護法(S25)・知的障害者福祉法(S35)・老人福祉法(S38)・母子寡婦福祉法(S39)

社会的弱者を救済する福祉施策  
(憲法第25条生存権)に  
基づく人権施策の展開

1965(昭和40)年 国の同和対策審議会答申

1969(昭和44)年 同和対策事業特別措置法(同対法:10ヶ年の時限法・事業指定なし)(昭和54年に3年間延長)

1982(昭和57)年 地域改善対策特別措置法(地対法:5年の時限法・82事業)

1987(昭和62)年 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法:5年の時限法・55事業)

1992(平成4)年 地対財特法を5年間延長(平成9年3月末が法期限・45事業)

1996(平成8)年5月 地域改善対策協議会意見具申…7月「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」閣議決定

(事業関係) 特別対策は平成9年3月末で終了し基本的には一般対策に移行 (教育啓発関係) 人権教育・啓発に再構成  
(被害救済関係) 21世紀に相応しい人権侵害救済制度の確立を目指して鋭意検討

(事業関係)

(教育・啓発、救済関係)

(国内計画・県)

1997(平成9)年3月  
地対財特法の一部改正法成立  
(平成14年3月末が法期限・15事業)

1996(平成8)年12月  
人権擁護施策推進法(5ヶ年)

1997(平成9)年7月  
「人権教育のための国連10年」  
国内行動計画策定

(教育・啓発関係)

(救済関係)

1999(平成11)年7月  
「人権教育・啓発の基本的事項」答申

1997(平成9)年3月  
人権擁護推進審議会設置  
①人権教育・啓発の基本的事項  
②人権侵害の場合の救済施策

1998(平成10)年12月  
人権尊重の大分県を目指す宣言

2000(平成12)年12月  
人権教育及び人権啓発の推進に  
関する法律(議員立法)

2001(平成13)年5月  
「人権救済制度の在り方」答申

2002(平成14)年11月  
大分県同和対策審議会

2002(平成14)年3月  
人権教育・啓発に関する基本計画策定

2002年(平成14)年3月  
「人権擁護法案」を国会に提出(継続審議)

2004(平成16)年7月  
大分県人権尊重社会づくり  
推進審議会設置

2002(平成14)年3月末  
地対財特法失効・特別対策の終了

2003(平成15)年10月  
衆議院解散により廃案

2005(平成17)年1月  
大分県人権施策基本計画策定

2012(平成24)年11月  
「人権委員会設置法案」国会提出

2008(平成20)年12月  
大分県人権尊重社会づくり  
推進条例制定  
(2009(平成21)年4月1日施行)

2016(平成28)年12月  
部落差別の解消の推進に関する法律

## ～ 人権に関する相談はこちら～

### 大分県

#### ○人権尊重・部落差別解消推進課

TEL：097-506-3172（平日 8:30～17:15）

E-mail：a13710@pref.oita.lg.jp



※E-mailでの相談の場合、相談を受けてからお答えするまで、多少日数を要する場合があります。

### 法務局

#### ○みんなの人権110番

TEL：0570-003-110（平日 8:30～17:15）

#### ○法務省人権相談ホームページ



大分県人権啓発イメージキャラクター  
こころちゃん

分野別人権教育・啓発・研修資料 **部落差別問題**

令和3年3月改正

編集・発行者 大分県生活環境部 人権尊重・部落差別解消推進課  
〒870-8501 大分市大手町3丁目1-1 TEL 097-506-3172